

## 平成26年度第4回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会 議事録

日時：平成27年1月27日（水）13：30～15：00

場所：盛岡地区合同庁舎8階 講堂A

### 1 出席者

別紙出席者名簿のとおり。（子ども育成部会委員9名、事務局3名）

報道関係者6名（朝日新聞社、岩手日日新聞社、河北新報社、毎日新聞社、盛岡タイムス、岩手朝日テレビ）

なお、一般県民の傍聴はなし。

### 2 あいさつ

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長

### 3 議題

#### ○ いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）について

- ・ 資料1～3に基づき、事務局から内容を説明。
- ・ 各委員からの意見等は次のとおり。

#### 【米田会長】

前回の部会で示された条例の骨子から、さらに、部会が出た意見を踏まえ、事務局で検討し、県庁内部での調整を行った結果、本日の条例案という形になったとのことである。

今回、示された条例案について、全体を通じて、ご質問、ご意見等があればお願いしたい。

#### 【千葉委員】

子どもの権利の尊重のところ、「尊重」という言葉がいいのか、踏み込んで「保障」という言葉がいいのか。条例の場合は幅を持たせた方がいいのか、もう少し踏み込んだ方がいいのか、どちらがいいのかと思った。

#### 【事務局：南総括課長】

前文の第4段落のところに、「子どもの権利を尊重しながら」とあるが、これは第1段落のところにある「虐待等から守られ、安心して生き、自分らしく育ち、自由に意思を示しながら」ということで、子どもの権利条約の守られる権利、生きる権利、育つ権利、参加表明の権利という大きな4つの権利をイメージしているものである。

したがって、子どもの権利条約をある程度念頭に置いていることから、4段落目の「子どもの権利を尊重しながら」という表現についても、国が批准した子どもの権利条約で使われている用語を今回の条例の基盤としているものである。

**【千葉委員】**

国に準じた形で、岩手県の条例も作られているのだということであれば了解した。

**【藤川委員】**

条例の前文の第1段落の2行目のところの主語が、「子どもが」となっており、3行目で「健やかに育まれる」ということになると、主述が違うのではと思った。当該箇所は、「健やかに育つ」でいいのではないか。

また、第9条第1号に、教育環境の規定が入り、大変良かった。ここに「生きる力」とあるが、一般の方々に「生きる力」というのが理解いただけるのかなと思った。これは文部科学省で使っている言葉であることから、かぎかっこを付けるなどして、普通の生きるという意味よりも、特化された言葉だというニュアンスを付けた方が良くはないかと思った。

第9条第3号の「結婚、出産、子育て等に関する情報の提供」について、私は県の性教育研究会の会長をしているが、性教育の中でも、情報の部分で非常に問題も出てきている。この情報の提供のところに、例えば「適切な」とか「望ましい」などを付けるのはどうかと思った。

**【事務局：南総括課長】**

前文の第1段落の「育まれる」について、主語述語の関係では問題ないと思っている。敢えて「育まれる」とした理由については、委員の意見にあった「育つ」も候補として検討したところであるが、本条例の基本的な考え方として、我々大人が、皆で子どもを育み、社会に送り出すということを強く意識しているところであり、題名にもあるとおり「育む」をもとに「育まれる」という表現を使用したものである。

2つ目の第9条第1号について、法規文ということで、ある程度根拠を求めなければならないことから、用例等について確認したい。

第9条第3号の情報の提供に、「適切な」や「望ましい」という言葉を付すことについて、「適切」や「望ましい」とした場合、主観性が強くなり、人によって主観的な基準が違うので、何をもって「適切」とするか、「望ましい」とするかという点で議論が分かれることから、条例の中では使いにくいというのが現状である。

**【熊谷(幸)委員】**

条例案の中で「県」と「知事」の使い分けの理由は何か。

**【事務局：及川主任主査】**

一般的に、基本計画のように、ある程度、実施する主体が明らかな場合には、「知事が」という表現を用いており、それ以外の県全体で実施するような場合には「県が」と使用している。

**【熊谷(幸)委員】**

第11条では「知事が子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定める」とあるが、第4条では「実施する」とある。実施が先にきて、計画が後にくるのはどうか。

**【事務局：南総括課長】**

委員の発言のとおり、時系列からいくと、計画を作って実施するというのが流れになるのだと思うが、一方で、条例の構成からいくと、計画策定は後ろの方にくるのが一般的になっているものである。大きな目的、定義、基本理念と、大きなところからだんだん個別の対応に入っていく中で、「県の責務」又は「県民の役割」という具体的なところに入っていく、計画策定や推進体制の整備などは、後ろの方に規定されるというのがルールになっているものであり、ご理解いただきたい。

**【小野寺委員】**

第13条の実施状況の公表は、どのような形で行われるのか。

**【事務局：南総括課長】**

第13条の政策の実施状況の公表について、第11条に基づき基本計画を定めるものであるが、その基本計画については、今、見直ししている「いわて子どもプラン」をもって充てることとしている。具体的な子ども・子育て支援に関する施策は「いわて子どもプラン」の中に構成事業が並んでいくことから、それを毎年度目標値を定めて、進捗状況を確認し、評価しながら、子ども・子育て会議で公表していく。県民に対しては、ホームページ等の中で公表していく、ということを考えている。

**【村上委員】**

第9条第1号の教育環境のところ、「生きる力を育む」という言葉が入ったことがとても良いと思った。これは、文部科学省から出てくる言葉で、難しさもあるが、ここできちんと謳ってもらって良かった。

先ほど小野寺委員からも発言があったが、第13条の実施状況の公表をどうするのかと思っていたが、「いわて子どもプラン」が生きてくると思った。

**【鈴木委員】**

全体的に必要なことが盛り込まれていて、大変いい形になっていると思う。

これからのことを考えると、岩手がかげがえのない地で、子どもにとって素晴らしい地なのだということが、県民の共通の認識になるような、「見える化」を是非、条例も含めて、この後の「いわて子どもプラン」も含めてお願いしたい。

**【中村委員】**

この部会の意見が十分取り入れられた素晴らしい条例案だと思う。岩手県での子育てが、充実して楽しいものであるということを、全国に発信し、岩手で子育てをする人が増えれば良いと思う。

第5条の「子ども・子育て支援の活用を図りながら」は、「子ども・子育て支援を活用しながら」とした方が、読みやすいと思った。

**【事務局：南総括課長】**

法規的な用語の使い方は、少し回りくどく感じる場所もあると思う。ただ今の御意見は、率直な意見だと思う。分かりやすさも考慮しつつ、用例を確認したい。

#### 【五十嵐委員】

条例案が熟成されてきて、ゴールが見えつつあるのだなと感じた。事務局は大変だったと思う。

第2条第1号で「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう」とあるが、第4号では、支援機関等の所に、「幼稚園、小学校等の教育機関」と記載されている。中学校、高校は、この「等」に含まれているのか、あえて文字にしない理由があれば教えて欲しい。

#### 【事務局：及川主任主査】

「小学校等」の「等」に中学校、高校、特別支援学校なども含まれている。分かりやすくするため、例示しながら規定しているものであるが、例示をいくつ書くのがいいのかということ考えた場合、次に規定している児童福祉施設の例示との均衡を見ながら、代表的なところを2つ例示したものである。

#### 【事務局：南総括課長】

鈴木委員の発言のあった「見える化」は、そのとおりと思う。我々も、条例を作るだけでなく、この条例が県民の皆様に深く浸透し、子ども、あるいは子育ての支援について、県民一人一人が重要性を認識して、県民が一丸となって子育て支援をやっていく、地域全体でやっていこうという意識を醸成していくことに繋がらなければ、この条例を作った意味がないので、いかにして、今後この条例の趣旨を県民の皆様に普及啓発していくのか、「見える化」を図っていくのが重要になっていく。

今後は、条例のリーフレットとか、ホームページを活用しながら、又は2月の定例県議会に提案することから、その中での審議等を踏まえながら、広く県民の方々にこの条例の制定のねらい、趣旨、そして今後岩手をどういう形で持続可能な地域社会を形成していくのかをイメージしながら、普及啓発を図っていきたいと考えている。

#### 【千葉委員】

私は、第1回目から今回までずっと参加させていただいた。細かいことも言わせていただいたが、本当に丁寧に意見を汲み上げていただき、条例に反映していただいたなということで、ありがたいと思っている。

県民への周知について、県民の中には当然、主体者である子どもが入っている。子どもにどう伝えるかが課題になる。リーフレットといった場合、大人版と子ども版が必要になると思う。子ども版は、幼児、小学校の低学年、高学年など、ある程度のバリエーションを付けることも必要と思う。難しいが、年齢に応じた表現をすることが必要で、例えば、権利といった場合に、幼児はどんなイメージを持つのか、高校生であればそのとおり理解できると思うが、漫画を使うとか、段階を追った形での伝え方があることで、この条例の趣旨が伝わると思う。

併せて、利用しながら学ぶ機会がないと子どもには浸透しないので、まずは、一番弱い子どもが、しっかりと自分はこのように守られているのだということがあって、その上で、私たち大人は、子どもを守らなければならないという意識が育まれる。両方バランス良くしていくことが必要と思うので、そのあたりを配慮いただきたい。

私は、児童養護施設に勤務しており、子どもがいるので、子ども版で啓発して欲しいということであれば、それを基に勉強会をするなどできると思う。よろしくお願ひしたい。

**【事務局：南総括課長】**

貴重な意見感謝する。年齢に応じた分かりやすい伝え方については、今後、考えていかなければならないことであると思った。学校においても、道徳の時間等を活用しながら、人権教育にも触れている部分もある。子どもへの伝え方として、教育現場の占める割合が高くなると思う。教育委員会とも、常時連携を図ってやっているが、今後、さらに教育委員会との連携を図りながら進めていきたいと思う。

**【小野寺委員】**

私の息子が通っている保育所では、先生が、新しい施策が始まることを紹介するプリントを作って、保護者に配付したりしている。

**【事務局：南総括課長】**

参考にさせていただきたい。

**【米田会長】**

ご発言いただき感謝する。

今後、本条例案をもとに、最終的な調整を図ったうえで、来月の県議会に提案する予定とのことなので、よろしくお願ひしたい。